

議員提案第71号

ウイルス性肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する
医療費助成等を求める意見書の提出について

このことについて、次のとおり意見書を提出するものとする。

平成26年3月20日提出

新潟市議会議員

同
同
同
同
同
同
同
同
同
同

遠藤 哲
本 良 雄
高橋 三 義
古 泉 幸 一
五十嵐 完 二
小 山 哲 夫
加藤 大 弥
細野 弘 康
吉 田 孝 志
皆 川 英 二
小 山 進
水 澤 仁

ウイルス性肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者 に対する医療費助成等を求める意見書

現在、我が国において、ウイルス性肝炎、特にB型・C型肝炎のウイルス感染者及び患者はおよそ350万人以上と推定されています。事態がこれほどまでに拡大している要因は、国の責めに帰すべき事由によるものであり、肝炎対策基本法や特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染被害者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においても国の法的責任が明確に確認されています。

しかし、ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成は、現在、肝炎ウイルスの破壊あるいは増殖抑制を目的とする治療を中心としたものに限られており、進行し重症化した肝硬変や肝がんなどに対する積極的治療は対象外となっているため、医療費助成の対象から外れている患者は相当数に上っているのが現状です。特に重篤な病態により就労困難な場合も多い肝硬変・肝がん患者は、収入を制限された中で高額な医療費を負担せざるを得ず、生活に支障を来しています。

さらに、身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準は患者の実態に応じたものになっておらず、生活支援の実効性を発揮していないとの指摘がなされているところです。

特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法においては、その成立時にとりわけ肝硬変及び肝がんの患者に対する医療費助成を含む支援のあり方について検討を進めることとの附帯決議がなされています。しかし、肝硬変及び肝がんにより毎日120人を超える患者が亡くなっている中、国はウイルス性肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対しては、医療費助成を初めとした支援について何ら具体的な措置を講じていません。

よって、国においては以上の現状を踏まえ、以下の事項を早急に実現するよう強く要望します。

記

- 1 ウイルス性肝炎から進行した肝硬変、肝がん等を対象とした医療費助成制度を創設すること。
- 1 身体障害者福祉法上の肝疾患に係る障害認定の基準を見直し、患者の実態に応じた障害者認定制度に改めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年3月20日

新潟市議会議長
志田 常 佳

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
厚生労働大臣



あて